

譲渡担保権設定後の集合動産に所有権留保目的物が混入した場合における譲渡担保権と所有権留保の優劣

～東京高裁平成29年3月9日判決(金融法務事情2091号71頁)～

佐藤 俊
Shun Sato

PROFILEはこちら



第1 はじめに

動産等を担保目的物とする融資(いわゆる「ABL」)は、近年特に利用が広がっており、これに伴って、同じ動産を目的物として譲渡担保権者と留保所有権者が対立する場面が多々生じています。しかし、所有権留保の目的物に、動産譲渡担保の効力が及ぶのか否かについては学説上見解の対立があり、特に、法的倒産手続(破産、民事再生等)の場面において、所有権留保を別除権(倒産債務者の財産に対して設定されている担保権)と扱う最高裁判例が出て以降、両者の関係をどう規律すべきか、裁判所の判断が俟たれておりました^{*1}。

しかるに今般、東京高裁平成29年3月9日判決(「本高裁判決」)がこの点につき判断を示しましたので、その概要をご紹介します。実務においてABLを活用されている金融機関の皆様や、商取引を行っている事業会社(納入業者)の皆様にとって一つの指針となる判決ですので、ご参照いただければと思います。

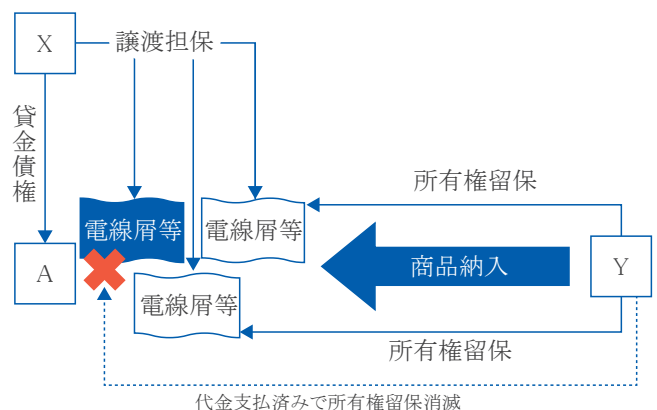
第2 事案の概要

本高裁判決の事案の概要は以下のとおりです。

平成22年3月10日
 ・Yを売主、Aを買主とする電線屑等の継続的売買契約を締結し、取引開始
 ・当該売買契約には、所有権留保の合意(「本件約定」)が含まれている
 平成25年3月11日
 ・Xを貸主、Aを借主とする貸金契約締結
 ・貸金債権を担保するため、A所有の動産(電線屑等を含む)に集合動産譲渡担保設定
 ・当該譲渡担保(「本件譲渡担保」)につき、動産譲渡登記を経由

平成25年5月21日～6月18日
 ・YはAに対し、電線屑等約42万kgを売却したが、代金は未払いであった
 平成26年6月18日
 ・Aが支払停止を宣言
 ・Aの下には、動産譲渡登記後に納入された電線屑等約10万kg(「本件動産」)が保管されていた
 平成26年11月17日
 ・Yが、Aを相手方として、本件動産について動産引渡断行仮処分の申立て
 平成26年12月1日
 ・上記仮処分事件につき、Xが動産譲渡担保権を主張して独立当事者参加
 平成27年1月13日
 ・本件動産の引渡断行仮処分命令発令、Xの申立て却下(「本件仮処分決定」)
 平成27年1月20日・21日以降
 ・Yは、本件仮処分決定に基づき本件動産全部を引き揚げて処分

本件は、かかる事実経過の下、Xが、Yによる本件動産の処分行為はXに対する不法行為又は不当利得であると主張し、損害の賠償又は不当利得の返還を求めた事案になります。



^{*1}:最高裁昭和58年3月18日判決(判タ512号112頁)において、所有権留保の目的物には譲渡担保権が成立しないことを前提とした判断がなされておりますが、法的倒産手続の場面で所有権留保を別除権と扱った判例(最高裁平成22年6月4日判決・民集64巻4号1107頁等)が出される相当前の判例であったため、その規律が今日でも維持されるのか否かを含め、注目されていたところです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 判断の概要と考察

1 判断の概要

本高裁判決は、Y・A間の本件約定によれば、「本件売買契約に係る目的物の所有権は、当該目的物の代金の完済をもってYからAに移転するものと定められており、本件動産のうち、Xにおいて代金の完済を主張立証した動産を除く部分については、その所有権がAに移転していないこととなる。これを前提とすると、当該部分について本件譲渡担保は効力を有せず、Xは、これをYに対して主張することはできないものと解される。」と判示し、Xにおいて代金の完済を主張立証した動産（「支払済み動産」）の処分行為に関してのみ、動産引渡断行仮処分の手続にXが独立当事者参加して、本件譲渡担保権を主張していたことに照らして不法行為が成立すると判断しました。

その判断過程の中では、所有権留保をYの有する担保権と捉え、所有権留保と動産譲渡担保を対抗関係と見るという理解も理論的に不可能ではないとされながら、かかる理解を前提とすると、動産譲渡担保について登記がされた後は、常に所有権留保がこれに劣後する結果となること、これは利益衡量として適切とはいえず、動産売買に係る与信取引を萎縮させるものであること等を理由として、Xの主張を排斥しました。

また、法的倒産手続の局面で所有権留保を別除権と扱った最高裁判例（脚注1参照）との整合性に関しては、当該最高裁判例は、一般債権者と別除権者との衡平を図る趣旨のもので、担保権相互の優劣を問題とする本件とは異なるものと判示しました。

2 本高裁判決の射程

本高裁判決は、動産譲渡担保につき動産譲渡登記が經由された後に、債務者(A)の占有下に入った所有権留保の目的物たる動産は、代金支払前の段階では飽くまで第三者(Y)の所有物なので、このような動産（「未払い動産」）には、債務者(A)の所有物を目的物とする動産譲渡担保の効力は

及ばない旨を明確にしました。

所有権留保の目的物たる未払い動産の納入後に、未払い動産を目的物として動産譲渡担保が設定され、対抗要件が具備された場合に関しても、本高裁判決の規律に従えば、未払い動産は飽くまで債務者以外の第三者の所有物ですから、代金未払いの段階で動産譲渡担保の効力が及ぶことにはならず、あとは譲渡担保権の即時取得の成否が問題となると思われます。

3 本高裁判決を受けた実務上の留意事項

(1) 貸金債権者の立場から

本高裁判決は、ABLを行う貸金債権者の立場としては、厳しい判断を示したものです。本高裁判決を参考に、今後ABLを実行し、管理する場合には、譲渡担保権設定者に、対象となる動産に関する情報開示義務を課した上で、帳簿上の在庫の状況や、保管場所の見分等のみならず、納入業者との取引基本契約書や代金支払状況等のチェックを通じて所有権留保の目的物の有無と数量を把握し、与信の範囲を適切にコントロールする必要があるものと考えられます。また、所有権留保売買による動産の調達を制限するコベナンツ条項を設けることも考えられるでしょう。

また、留保所有権者が、動産譲渡担保の目的物である動産を引き揚げて処分する虞がある場合には、例え動産譲渡登記がされていたとしても、当該動産が動産譲渡担保の目的物である旨を処分行為前に何らかの方法で留保所有権者に個別に知らせておくことも忘れてはなりません。本高裁判決は、「本件仮処分決定に先立ち、Aが債権者らへの支払を停止し、Xが独立当事者参加により本件譲渡担保を主張していたことに照らせば」不法行為が成立すると判断したにとどまり、XがYに何らの主張も行わなかった場合にまで不法行為が成立するとは判断していないからです。このような権利主張を確実に行うためには、ABLの実施に当たり、少なくとも主要な納入業者が誰なのかを常に把握しておく必要があるものといえるでしょう。

さらに、本事案のような損害賠償請求を行う場合には、どの範囲の動産が支払済み動産なのかを主張立証しなければなりません。対象となる動産が汎用品で、債務者が複数の業者から同じものを仕入れている場合や、保管場所が複数ある場合のほか、債務者の協力を十分得られない場合など、支払済み動産の特定には困難を伴うことが予想されますから、いざというときに備え、債務者から十分な情報を得ておく必要があるといえるでしょう。

(2) 納入業者の立場から

納入業者の立場から見れば、所有権留保の有用性がより明らかになったといえます。

なお、所有権留保の合意がない場合にも、納入業者は動産先取特権を有することになりますが、動産先取特権を動産譲渡担保権者に主張することはできないと解されていますから(最高裁昭和62年11月10日判決・民集41巻8号1559頁参照)、所有権留保の合意の有無で、取引先の倒産局面における担保相互の優劣が決定的に違うことになります。納入

業者としては、受発注書のみで売買を行うのではなく、積極的に取引基本契約の締結を求めるなどし、その中に所有権留保の約定を入れ込むことが有用といえるでしょう。

なお、本事案とは逆に、動産譲渡担保権者が債務者の下から動産を引き揚げて処分した場合に、未払い動産の処分が留保所有権者に対する不法行為を構成する可能性もあります。この場合、本高裁判決と平行に考えれば、当該動産が留保所有権の目的物である旨を処分行為前に何らかの方法で譲渡担保権者に知らせておく必要があるといえるでしょう。

第4 おわりに

本高裁判決によって、曖昧であった所有権留保と動産譲渡担保の優劣につき明確な判断が示されましたが、本高裁判決については上告受理申立てがなされておりますので、最高裁の判断が注目されるところです。